平成２２年（再ロ）第１５号

京都市伏見区桃山町養斉６番地59

再生債務者　浦上準之助

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月16日まで

平成22年７月16日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号

山口県宇部市大字小串591番地24

再生債務者　中西　　勝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月23日まで

平成22年７月16日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第７号

佐賀県伊万里市山代町楠久1498番地１

再生債務者　堀田　宏介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年６月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月13日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（再ロ）第１２号

仙台市若林区古城３丁目１番12号

再生債務者　相澤　好昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月15日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第４号

京都府京丹後市峰山町長岡539番地の４

再生債務者　太田　　一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月16日　京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（再ロ）第１号

静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5450番地　ハイツ藤五郎Ａ―101

再生債務者　小倉　広幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月15日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による免責決定

平成２２年（モ）第１７号

福岡県嘉麻市上臼井2049番地

再生債務者　小林　和裕

1　主文　再生債務者を免責する。

2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成22年７月14日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

東京都江東区公債償還公告

抽せんの結果、東京都江東区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
平成12年度第１回	平成22年９月25日	122,640千円	13～16	54～59	19・20	60 85～95

平成22年７月27日　　東京都江東区

東京都渋谷区公債償還公告

抽せんの結果、東京都渋谷区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
平成12年度第１回	平成22年９月30日	19,560千円	5 ～ 9 40	51・52 63・64 70	74 ～ 82	8
平成13年度第１回	平成22年９月30日	12,920千円	7・8	60 ～ 64 83 ～ 86	7・8	9

平成22年７月27日　　渋谷区

東京都杉並区公債償還公告

抽せんの結果、東京都杉並区公債を、次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	1万円券	10万円券	100万円券
杉並区公債 平成12年度第１回	平成22年９月25日	1,383万円	269 ～ 271 404・405 439 ～ 466	3 ～ 37	67 ～ 70 81 ～ 86

平成22年７月27日　　杉並区

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年七月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十五日

掲載頁　九十四頁（号外第一二五号）

（乙）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　平成二十二年六月十七日

掲載頁　五頁

平成二十二年七月二十七日

東京都千代田区岩本町二丁目四番一〇号

（甲）株式会社ビルケアビジネス

代表取締役　山口　茂康

東京都文京区向丘二丁目二番六号

（乙）株式会社サンクリエ

代表取締役　山口　茂康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十五日

掲載頁　一四二頁（号外第一三四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年七月二十七日

東京都中央区京橋二丁目三番一三号

（甲）東洋モートン株式会社

代表取締役　宮下　　進

東京都中央区京橋二丁目三番一三号

（乙）ティー・エム・ホールディングス

有限会社　取締役　宮下　　進